

新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例を作ります

「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を制定し、障害の有無を超え、誰もがいきいきと暮らし続けることができる共生社会の実現に取り組んでまいります。

条例

<目的>

◆手話が言語であることの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関し基本理念を定め、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにし、障害者のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いの人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会を実現していきます。

<基本理念>

◆手話言語が、ろう者にとって日常生活又は社会生活を営む上で必要にして不可欠な存在であり、その成り立ち、文化的背景等を考慮し、扱わなければならないこと
◆障害者には意思疎通のための手段や情報を取得するための手段を自由に選択する権利が保障されていることを明示し、その環境の整備を進めていくこと

<区の責務と区民、事業者の役割>

◆**区の責務**
手話言語への理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

◆**区民・事業者の役割**
障害・障害者への理解を高めるため、区が推進する施策への積極的に協力・参加に努める

◆**事業者の役割**
障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を積極活用し、円滑なサービスができるよう必要な措置や合理的配慮に努める

<施策の推進>

◆区が目指す共生社会の実現に向けての実効性を確保するため、「手話言語への理解の促進及びその普及に関する施策」、「障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の選択の機会の確保に関する施策」などを推進していきます。

手話の例



点字の例

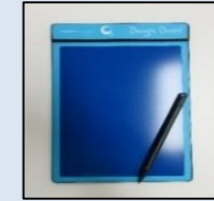
あ行	あ	い
う	え	お

現在の取り組み

- ・点字・音声による広報の発行
- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣
- ・区役所本庁舎における手話通訳者の配置
- ・区登録手話通訳者の選考試験の実施
- ・手話講習会の開催・運営
- ・視覚・聴覚障害者交流コーナー※の運営
- ・視覚・聴覚交流活動グループの活動支援
- ・障害者を支援する物品の活用等 他



点字プリンター



筆談ボード

※視覚・聴覚障害者交流コーナー(新宿区社会福祉協議会1階)は、視覚・聴覚に障害がある方、地域の方、障害のある方を支援するボランティアの方々が新しいつながりをひろげる場です。



交流コーナー

新たな取り組み

条例の周知

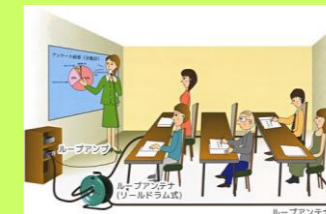
パンフレット及び手話動画を作成し、条例の基本理念、区民の役割等について広く周知します。

普及啓発

- 手話普及啓発のためのパンフレットを作成・配布します。
- 視覚・聴覚障害理解のため、点字や手話等に関するパネルを作成します。

障害者支援物品の活用

- ヒアリンググループセットを増設し、地域活動や福祉推進の行事等に貸出します。
- 点字を身近に感じるための新たな点字体験機器を導入し、地域との交流を図ります。



ヒアリンググループ



点字カードプレス機

障害の有無を超えて誰もがいきいきと暮らし続ける共生社会を実現



区
視覚・聴覚障害者交流コーナー(社協)をはじめとした各施策

区民
(地域)

事業者